



PwCベトナムニュースブリーフ

2025年10月に発効する新 たなキャピタルゲイン課税 に関する規定

2025年7月



ご一読ください

国会は、今年の10月1日に施行される新たな法人所得税法（CIT法）を可決しました。以前の法案と同様に、最終法律では、外国法人の売却益に対して一律の税を課しますが、税率は明記されません。税率は、新法の政令で具体的に定められる予定です。

詳細

現在、外国法人は、非公開株式会社（JSC）の株式および有限責任会社の持分の売却益に対して20%の課税対象となります。外国法人によるベトナム企業の直接売却については、課税対象利益の計算方法を定めた規則があります。一方、ベトナム企業を直接または間接的に所有する海外企業の売却については、ガイダンスが存在せず、実務上は税務当局は直接売却の規則を適用する傾向にあります。

新法では、譲渡益に20%の税が課されるのではなく、売却により得られた収入に対して税が課せられることとされています。以前のニュースブリーフでも取り上げたように、この法律の草案では、この税率は2%と提案されていました。しかし、最終的に可決された法律では税率が明記されておらず、代わりに政令で定められる予定です。現時点では政令がいつ発行されるかは不明ですが、法令が10月1日に施行されることを考えると、近いうちに明確化されることが期待されます。



PwCのコメント

- ・ 現行の収益課税を売価課税に置き換えることは長年検討されてきたもので、外国法人への課税における大きな変更となります。注目すべきは、公開株式会社の売却に対する課税には変更がない点ですが、これは政令で明確にされていない点です。ベトナム法人による売却に対する課税にも変更はありません。
- ・ 個人による売却に対する課税にも変更はありませんが、2026年半ばに新しい個人所得税法が公布される予定であるため、今後の動向にご注目ください。
- ・ 外国人投資家による非公開株式会社の株式および有限責任会社の持分の売却については、取得費用および控除対象原価の算定はもはや関係なくなります。これまでしばしば議論の的となっていた問題が解消されるため、歓迎すべき簡素化となります。
- ・ 新しい税率は売却価額に適用されるため、損失を伴う売却も新たに課税対象となります。
- ・ 間接譲渡については、この新たな税がどのように適用されるか、また、政令が明確なルールを定め、現在存在する様々な不確実性に対処するかどうかは未だ不明です。例えば、複数の地域に投資している海外企業が売却される場合、売却収益全体のうち、ベトナム法人売却分相当をどう計算するのかについてのガイダンスが必要となります。
- ・ 収益課税税から売価課税への置き換えは、租税条約締結国居住の外国投資家と、租税条約による優遇措置に影響を及ぼす可能性があります。

本件に関して支援が必要な場合には、お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー¹
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー¹
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー¹
+84 70 3879788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn